

愛知県衛生研究所における競争的資金に係る間接経費の取扱要領

別に定めた「愛知県衛生研究所における競争的資金に係る間接経費の取扱方針」（19 衛研第 1551 号）を補足するものとして、衛生研究所における間接経費の運用について次のとおり定めるものとする。

1 間接経費の運用

- (1) 間接経費使途決定にあたっては、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会及び厚生労働省の科学研究費補助金並びに内閣府等の研究委託費等（以下、「補助金等」という。）が、研究者の自由な発想に基づく学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究資金であり、独創的・先駆的研究に対する助成を行うものであることに留意する。
- (2) 獲得した複数の補助金等に伴う間接経費は、総務課でまとめて効率的かつ柔軟に管理するものとする。

2 間接経費の使途

- (1) 間接経費は、原則として補助金等を獲得した研究者の所属する部が 50%、及び衛生研究所全体の共通経費として競争的資金管理委員会（以下「管理委員会」という。）が 50%について使途を決定することとする。この比率については、必要に応じて管理委員会において見直すこととし、間接経費の配分比率を変更した場合は、管理委員会から当該補助金等を獲得した研究者に遅滞なく周知することとする。
- (2) 補助金等使用ルール等に関する説明会出席旅費は、共通経費より支出することを原則とする。
- (3) 共通経費の使途決定に際しては、補助金等を獲得した研究者に意見表明の機会をもうける。
- (4) 各部割当て分の使途は、補助金等を獲得した研究者の意向を尊重したうえで部長の責任と判断で執行を計画するものとする。
- (5) 各部に割当てられた経費について、当該年度内に当該部において執行見込みのない場合は、当該部長より年度内執行が可能な時期に遅滞なく管理委員会に諮り使途を決定することとする。

3 使用実績の報告

総務課は、当該年度終了後速やかに使用実績を管理委員会に報告するとともに、必要な事務手続きを担当する。

4 その他

本要領の補足及び訂正は、管理委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。